

離婚

に関するおまな手続き

支 マークのあるものは、大和支所で、
支・出 マークのあるものは大和支所・各出張所でも受付しています。

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください。	手続き	必要なもの等	該当	受付窓口	受付済			
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください。		市民課（本庁1階窓口1） 0833-72-1421	支・出		
	前配偶者と同居中で、生計を別にして いる方	世帯分離の届出						
	姓が変わる方で、マイナンバーカードを お持ちの方	氏名変更	・マイナンバーカード ※暗証番号の入力が必要となります。					
	姓が変わる方で、離婚後の姓の印鑑で印 鑑に登録の変更をしたい方	印鑑登録（改印） ※前の姓の登録印は自動的に登録廃止にな ります。	・新たに登録する印鑑 ・マイナンバーカード又は運転免許証 ※顔写真付き証明書が必要です。					
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用した い方	離婚の際に称していた氏を称する届 （戸籍法77条の2の届）	※受付窓口でご相談ください。					
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください。					
	氏名、本籍に変更があった方でパスポー ト（旅券）をお持ちの方	パスポートの手続き	※受付窓口でご相談ください。				市民課（本庁1階窓口1） 0833-72-1421	
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など資格確 認書等の記載に変更がある方	資格確認書等の氏名変更	資格確認書（お持ちの方）		市民課（本庁1階窓口2） 0833-72-1426	支・出		
	姓が変わる方、または世帯主に変更があ る方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へ お問い合わせください。	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など					
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から 外れて国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 （20歳から60歳未満） ※資格喪失日より14日以内	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失 証明書					
	姓が変わる方で75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方		資格確認書等は後日郵送交付				市民課（本庁1階窓口3） 0833-72-1428	支
	年金を受給中の方	年金の氏名変更届は原則不要です。 ※共済年金の方は共済組合へ届出						
こども	0歳～高校生のお子さんがある方	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合、勤務先 に申請 乳幼児医療費助成受給者証 子ども医療費助成受給者証の変更	・請求者の通帳又はカード ・請求者の健康保険の資格が確認できる もの ※受付窓口にお問合せください。		こども政策課（あいばーく光窓口8） 0833-74-3009			
	ひとり親家庭等の相談	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口にお問合せください。					
	保育所等に入園を希望する方	保育所等の入園相談	※手続き前にお問合せください。				こども家庭課（あいばーく光窓口9） 0833-74-3006	
	保育所等に入園しているお子さんがある方	住所・氏名変更など	※受付窓口にお問合せください。				こども政策課（あいばーく光窓口8） 0833-74-3005	
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情 がある方	就学援助の相談・申請	※受付窓口にお問合せください。				教育総務課（教育委員会1階窓口） 0833-74-3601	
	重度心身障害者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障害者医療費受給資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・資格確認書等 ※認印が必要な場合があります。				福祉総務課（あいばーく光窓口2） 0833-74-3001	
	高 齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 （65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の氏名変更	介護保険証				高齢者支援課（あいばーく光窓口4） 0833-74-3003
障 害	姓が変わる方で				福祉総務課（あいばーく光窓口2） 0833-74-3001			
	→障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 等					
	→自立支援医療（精神通院、更生医療、 育成医療）を受けていた方	自立支援医療受給者証の氏名変更	自立支援医療受給者証					
	→特別障害者手当、特別児童扶養手当、 障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給 していた方	各種手当の変更	※受付窓口にお問合せください。					
→重度心身障害者の医療費受給資格を持っ ていた方	重度心身障害者医療費受給資格証の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・資格確認書等 ※認印が必要な場合があります。						
税・料金	水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話または水道局 HP で手続きできま す。		水道局業務課料金係 0833-71-0705			
	井戸水で下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	手続きが必要です。詳しくはお問合せく ださい。（※水道水で下水道を使用されて いる方は、水道の手続きで下水道の手続 きも完了となります。）		下水道課（本庁1階窓口12） 0833-72-1473			

税・料等の口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印	税務課（本庁1階窓口4） 0833-72-1447	支・出
---------------	---------	------------------	------------------------------	-----

その他	姓が変わる方で犬を飼っている方	登録事項の変更	鑑札又はマイクロチップ情報	環境政策課（本庁1階窓口11） 0833-72-1466
	姓が変わる方で市営墓地を使用されている方	墓地使用者の変更届	・墓地使用許可証 ・変更後の戸籍抄本	
	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居を希望する方	市営住宅の退去や名義変更手続き 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください。 ・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票	建築住宅課（本庁2階） 0833-72-1566

【参考】市役所以外の主な手続き

預金・保険・証券などの氏の変更手続き	取引のある金融機関へ
不動産の登記人の氏・住所の変更手続き	山口地方法務局周南支局 0834-28-0244 音声案内で②→③を選択
運転免許証の氏や本籍、住所などの変更手続き	手続きは警察署へ 光警察署 0833-72-0110
加入保険が国民健康保険以外の社会保険等の場合、氏などの変更手続き	お勤めの職場へ



光市役所

〒743-8501
山口県光市中央六丁目1番1号

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時15分

（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。）

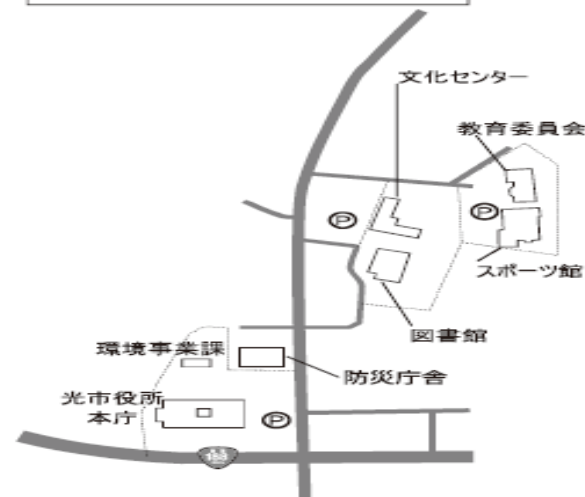
光市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp/>

手続きチェックシート

離婚される方へ



光市役所周辺図



・当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。

・協議離婚の場合、離婚届に夫婦双方の署名と証人（成年2人）の署名のうえ、届出をしてください。

・調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立又は審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

・離婚届を開庁時間内に届出される場合は、時間を要することもありますので、余裕をもってご来庁ください。
記載の仕方や内容などに不安がある際は、事前に記載内容等の確認もさせていただきます。（開庁時間外に届出される場合等）

関連する手続きは内側にあります。

必要な書類が届出の日にそろわない
手続きは、後日あらためてご来庁
いただく場合があります。

忘れずにお持ちください。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・基礎年金番号通知書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認します。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）を提示いただきます。